解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年三月十九日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

静岡県磐田市森岡一五〇番地
磐田市遠州豊田ＰＡ周辺土地区画整理組合
清算人代表　鈴木　昭二

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

兵庫県尼崎市東大物町一丁目一番一号
兵庫県立尼崎病院内
財団法人兵庫県立尼崎病院和親会
清算人　藤原　久義

解散公告（第二回）

当財団法人は、寄附行為第三十二条第一項の規定による存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当財団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

広島県広島市中区中町八番一八号
財団法人広島県建設技術センター
代表清算人　河村　康

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月十九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

福岡県八女市黒木町桑原四四三番地一
社団法人黒木町シルバー人材センター
代表清算人　原　昭義

解散公告（第二回）

当組合は、臨時総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

福岡県筑紫野市大字吉木二三三一番地二八
みかさ台団地管理組合法人
清算人　早井　英勝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月十四日開催の社員総会の決議により、平成二十二年三月三十一日付けで解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

宮崎県宮崎市下北方町牟夕田一一七三番地
五　特定非営利活動法人マザーズ・ハウス
代表清算人　黒木かをり

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年一月二十九日開催の総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

鹿児島県姶良市蒲生町上久徳二三三六番地
一　社団法人蒲生町シルバー人材センター
代表清算人　塚田　民雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年一月三十一日開催の総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

鹿児島県姶良市加治木町反土一〇一〇番地
二　社団法人加治木町シルバー人材センター
代表清算人　深浦　卓二

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十一年十一月三十日開催の理事会の議決並びに平成二十二年三月三十一日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

鹿児島県大島郡龍郷町浦一一〇番地
龍郷町土地開発公社
清算人　川畑　宏友

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

鹿児島市皇徳寺台四丁目五〇番一八号
特定非営利活動法人鹿児島県ラージボール卓球協会
清算人　谷山　哲夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月二十七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目六の二
社団法人宮城県身体障害者交通安全友の会
清算人　横山　尚信

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為、第九章、第三十九条の二の規定により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

東京都千代田区神田錦町一丁目二三番地
財団法人日本経団連国際協力センター
清算人　松井　博志

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十月二十六日の臨時総会において解散を議決した上、平成二十二年三月二十五日の総会において解散することを確認し、平成二十二年三月三十一日に解散いたしました。ついては、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

東京都千代田区麹町一―三ダイアン麹町ビル四階
社団法人日本戦災遺族会
代表清算人　岩田　一夫

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為第三十三条第一項の存続期間の満了により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

新潟県新潟市中央区鐘木一八五番地一八
財団法人新潟勤労者福祉振興協会
清算人　能登谷　巌

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為第三十二条第一項の存続期間の満了により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

新潟県新潟市中央区鐘木一八五番地一〇
財団法人新潟地域産業振興センター
清算人　能登谷　巌

解散公告（第三回）

当法人は、愛知県教育委員会の許可により、平成二十二年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月五日

名古屋市中村区名駅四丁目九番八号
財団法人豊田通商国際育英会
代表清算人　清水　順三